

Computer Report

Vol. 50 No. 11 11月号 (通巻 674号)

はじめの言葉

■尖閣列島沖で起こった中国による領海侵犯問題は、もともと政治問題ではあったが、ここに来て菅政権の今後を占う、大いなる決断力と実行力とが問われる試金石問題にまで発展してしまった。言うまでもなく、日本の海上保安庁の船舶に体当たり攻撃を仕掛けている中国船の様子を示す映像ビデオ情報の流出が引き金になっている。政府は、この流出問題を関係する公務員による情報漏洩問題とし、追求の矛先を国内関係者に向けている。

■内部告発行為と国民には受け止められている今回のインターネット上での情報公開問題は、重要な政治課題をクローズアップさせている。すなわち、この間の菅政権による「国民の知る権利」への重大な過失責任についてである。この情報公開は政府自らが、とうの昔に行っているべき問題だった。つまり、領土という国家の基本資産にかかわる重要課題が問われる問題であり、国民のコンセンサスを絶対条件とする問題であるからだ。

■領土問題は、最悪国家間の戦争にまで発展する可能性を秘めた問題である。その意味で、領土侵犯に関する情報は国家国民が共有しなくてはならない最重要基本情報である。一部の浅知恵政治家によって専有されるべき情報ではない。政府当局としては、いの一に国民に知らしめ、国民の判断を仰ぐ源とするべき情報である。これを国民の知る権利を犯す形で意図的に隠蔽してきた菅政権の責任は厳しく追求される必要がある。

■ただでさえ、我が国のセキュリティ問題は、国家としての基本姿勢が示されないまま、企業や個人のレベルで対応してきている実状があるが、そうした根本的な次元の備えが欠落していることを露呈する事件となってしまった。政府としての情報管理云々と、問題のすり替えとも思える騒ぎをしているが、そんな矮小的な話ではなく、それ以前に現政権の情報分析能力の貧弱さ、情報処理能力の欠落ぶりに、ただただ驚かされるばかりである。

■国家／政府としての情報セキュリティ基本ポリシーも示さずに「国家としての情報管理論」もない。今回の勇気ある内部告発を、情報管理上の失態だと騒ぐ政府の方が、実におかしい。百歩譲って、現政権のいう情報管理論を認めたとして、その延長線上に「国民の知る権利の侵害があった」としたら、そのことの方が、より犯罪性は高い。国民へのこれほどの背信行為はないし、そのレベルの情報管理論なら、ない方がましである。

■一方の当事者である中国政府に対して、我が日本政府は今後どういう姿勢で対処し、態度を明確にしていくかであるが、これ以上の国民への背任行為はしないで欲しいものだ。合わせて、領海侵犯国中国に対して、どういう配慮をしようとしたのか、何を懸念したのかも、現政権は説明する責任がある。もしも表面上は強気一点ばりの中国政府から裏工作として頼まれたことがあったとしたら、それも含めて全て明らかにすべきである。

■国際条約としての不可侵条約を一方向的に反故にして日本領土に侵入したソ連、そしてその系譜にあるロシアがどういう国家であるかを、北方領土入りした大統領の行為から、我々は改めて歴史的事実として学んだ。国家としての安全基本方針の確立、情報セキュリティポリシーの確認の重要性を改めて痛感せざるを得ない。その上で、我々国民ひとり一人が、どういう覚悟を持って将来に臨むべきかが問われているように思える。(藤見)